

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 11 月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700234号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700188号

第1 結論

請求期間について、請求者のA病院(現在は、B病院)におけるC共済組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年3月30日から昭和51年10月1日まで

私は、D准看護学院(以下「准看護学院」という。現在は、E看護専門学院)に週3日通学しながらA病院に昭和50年3月30日から昭和51年9月30日までの期間において週3日看護助手として勤務したが、C共済組合における組合員記録(現在は、厚生年金保険被保険者記録)がない。准看護学院の卒業生住所録及びA病院に勤務していた時の写真を提出するので、当該期間についてC共済組合の組合員であったことを認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録及びE看護専門学院の回答から、請求者は、准看護学院に在籍していた昭和50年4月9日から昭和52年3月15日までの期間のうち、昭和50年4月1日から昭和51年8月31日までA病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求期間当時、C共済組合の年金保険制度に加入していたB病院は、請求期間当時の人事記録や賃金台帳などの資料はないと陳述していることから、請求者の請求期間におけるC共済組合への届出及び掛金控除については不明である。

また、請求者から提出された准看護学院の卒業生住所録(昭和52年3月第*回卒業)によると、請求者のほかに11名がA病院に勤務していたことが確認できるが、当該11名のうち7名について、C共済組合から提出された「喪失組合員照会」一覧及びオンライン記録によると、6名が昭和52年4月1日に組合員資格を取得(うち1名は再取得)しており、1名が昭和54年4月1日に組合員資格を取得していることが確認でき、いずれも准看護学院を卒業した後にC共済組合の組合員となっていることが確認できるものの、請求者がC共済組合の組合員となっていることは確認できない。

なお、昭和52年4月1日にC共済組合の組合員資格を再取得した1名について、(1)「喪失組合員照会」一覧によると、A病院における組合員記録は昭和49年12月1日から昭和50年

4月1日までの期間及び昭和52年4月1日から昭和54年4月1日までの期間となっていること、(2) A病院における雇用保険の記録によると、昭和49年12月1日から昭和54年3月31日まで継続して加入していることから、准看護学院に通学していた期間はC共済組合の組合員になっていないことが確認できる。また、昭和54年4月1日に資格取得した1名について、「准看護学院卒業後に看護専門学院に進学したため休職扱いとなり、A病院に再就職した昭和54年4月1日に組合員になった。」と回答しており、当該者は准看護学院に通学していた期間はC共済組合の組合員になっていないことが確認できる。

さらに、上記7名のうち連絡先が確認できる5名及び前述の「喪失組合員照会」一覧に昭和52年4月1日に取得の記載があり、卒業生住所録と名前のみ一致する1名の計6名に照会したところ、5名から回答があり、複数の者が、A病院に週3日勤務し、准看護学院に週3日通学していた、准看護学院に通学していた期間はC共済組合の組合員になっていない旨の回答をしている。

このほか、請求者の請求期間に係るC共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がC共済組合員として請求期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。